

調査対象者の皆さま

横浜市資源循環局長

照明器具の PCB 使用安定器に関する調査について（最終通知）

日頃から、本市廃棄物行政にご協力いただきありがとうございます。

さて、本市では平成 30 年度から「昭和 52 年 3 月以前に建築された可能性のある建物」の所有者、管理者又は使用者の方を対象に、PCB[※]を使用した照明器具の保有に関する調査を順次実施してきました。

貴方が所有、管理又は使用する建物について、これまで「照明器具の PCB 使用安定器に関する調査票」を送付させていただきましたが、令和 3 年 12 月末時点で回答が確認できておりません。

つきましては、同封の『調査に関する概要』をご覧くださいの上、下記の回答期限までに必ずご提出いただきますようお願い申し上げます。

回答については、建物のオーナー、管理会社、電気工事業者など、建物の状況がわかる方に代理で回答いただいても構いません。

古い建物のうち、PCBを使用した照明器具があるのは一部ですが、もし、PCBを使用した照明器具がある場合、PCB特別措置法により、令和 5 年 3 月末までに処分しなければ、法律違反^{※※}になります。また、将来にわたり事実上処分することができなくなってしまうため、調査をお願いいたします。

※ ポリ塩化ビフェニルの略で人体に有害な油です。

※※ PCB特別措置法により、処分期間内に高濃度 PCB 廃棄物を処分しなかった場合、改善命令の対象となります。また、改善命令に従わなかった場合、三年以下の懲役若しくは一千万円以下の罰金、又はその併科が処せられることがあります。

1 回答方法

同封の回答用紙（『照明器具の PCB 使用安定器に関する調査票』・見開きカラー両面 A3 サイズ）の設問 1 から順に回答を記入し、同封の返信用封筒（切手不要）に入れて投函してください。

なお、回答用紙は横浜市ホームページからのダウンロードも可能です。

（掲載 URL）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/gomi-recycle/sangyo/haishutsu/pcd/hoyuucyousa.html>



2 回答期限

令和 4 年 3 月 7 日（月）

3 お問い合わせ先

横浜市 PCB 調査特設窓口 電話番号：0120-940-355

（受付時間：平日 9 時から 17 時まで）

担当：横浜市資源循環局産業廃棄物対策課

TEL:045-671-2513、2514 FAX:045-651-6805

E-mail: sj-sampaitaisaku@city.yokohama.jp